

令和7年度 第2回大磯町総合教育会議 議事録

1. 日 時 令和8年3月19日(木)
開会時間 午後3時00分
閉会時間 午後4時30分

2. 場 所 大磯町立福祉センターさざれ石

3. 構成員 池 田 東一郎 町長
府 川 陽 一 教育長
櫻 田 京 子 教育委員
武 沢 護 教育委員
鈴 木 孝 善 教育委員(欠席)
諸 岡 紀 子 教育委員

4. 事務局 藤 本 道 成 政策総務部参事(政策担当)兼政策課長
成 田 一 平 政策総務部政策課政策係長
加 藤 敦 教育部長
波多野 昭 雄 教育部学校教育課長
須 田 幸 年 教育部学校教育課主幹
鳥 海 淳 一 教育部学校教育課副主幹

5. 傍聴人 6人

6. 議 題

協議事項

- (1) 大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について(学校における働き方改革の推進)
- (2) 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について
- (3) ADR(裁判外紛争解決手続)の状況について

7. 会議概要

【開会】

政策係長)

ただいまから令和7年度第2回大磯町総合教育会議を始めさせていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、政策総務部政策課の成田でございます。よろしくお願いいたします。

総合教育会議は原則公開での開催となりますが、本日の協議事項の3点目「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」につきましては、個人情報等の保護の観点から非公開とさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、これから会議を始めさせていただきます。始めに、池田町長から御挨拶申し上げます。

【池田町長挨拶】

池田町長)

委員の皆様こんにちは。本日は御多忙のところ、令和7年度第2回大磯町総合教育会議に御出席いただき、心から感謝申し上げます。

今日は小学校の卒業式がありました。こどもたちの歌を聞いていたら、感動して泣いてしまいました。やはり学校は良いところだと思いますし、先生という職業は良い仕事だと思います。卒業式を迎えて涙のお別れができるというのは、一生懸命に毎日こどもたちと向き合っているおかげだと思いますし、実は私も先生をやりたいと思っていました。やりたかったのですが、東大に受かり野球をやることになりましたので、先生はやりませんでした。その方向へ行かなければ、先生になって高校野球の監督をやりたいと思っていました。今日もこどもたちに夢を持とうと話しましたが、未だに私の夢は高校野球の監督で、甲子園に行くことですので、なるべく早めに町長はお引き取りさせていただいて、高校野球の監督をやりたいというのが、今のところの夢です。

今日の会議の協議事項の1件目が「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、2件目は「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について」、こちらは現場で一生懸命にこどもと向き合っている先生方の働き方に関する内容になっています。しっかり御検討いただければと思います。私もしっかり検討していきたいと思います。第1回総合教育会議でも話題になりましたが、全国的にも先生方の長時間労働が問題になっていますので、大磯町の状況を皆様と一緒に検討したいと思います。3点目はADRですが、非公開という形で、事務局からお話があると思います。

私たち大磯町の目標は「子育て・教育でみんながわくわくするまち、おいそ」ということでやってきています。引き続き、こどもたちにとっての最適な学びを提供できるような学校づくり、体制づくりを進めていきたいと思いますので、今日は短い時間でございますが、色々と知恵を拝借して、大磯の教育を良い方向へ進めていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

政策係長)

池田町長、ありがとうございます。それでは、議事に移らせていただきます。

議事に入ります前に、本日お配りしている資料の確認をさせていただきます。1点目が会議次第、2点目が大磯町総合教育会議構成員名簿、3点目が座席表、4点目が資料1「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、5点目が資料1－2「実施計画書案」、6点目が資料2「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について」です。過不足等はございませんか。

それでは、これから議事に入らせていただきます。議事の進行は、大磯町総合教育会議要綱第4条第1項の規定により、「町長が議長となる」とされていますので、議事の進行につきましては、池田町長にお願いしたいと思います。池田町長、よろしくお願いします。

【協議事項(1)「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について(学校における働き方改革の推進)」】

池田町長)

それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進むよう、皆様の御協力をお願いします。会議次第に基づいて、進めてまいります。本日の協議事項は3件です。協議事項(1)は、「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」です。まず、事務局より御説明をお願いします。

学校教育課副主幹)

学校教育課の鳥海です。よろしくお願いいたします。

協議事項の(1)「大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、説明させていただきます。資料1の計画策定の経緯をまずは御覧ください。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。この給特法等一部改正法第1条により、新設された給特法第8条第1項において、教育委員会は文部科学大臣の給特法第7条に基づき定める指針に則して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとなりました。これに伴い、大磯町としても計画を策定するものです。

資料1の2「計画策定に向けて」を御覧ください。(1)の本計画については国により、服務監督者の講ずべき措置として3点定められています。1点目は、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表」、2点目は、「実施計画に位置付けた取組の実施状況や目的の達成状況等を毎年公表すること」、3点目は、「総合教育会議への報告」、この3点となっています。また、(2)の「県指針で設定している県・市町村共通の目標について」です。併せて、資料の1－2の2ページも御覧いただければと思います。目標と計画の期間になります。県内では神奈川県教育委員会と県域の市町村の1つである大磯町教育委員会との共通目標として、これらを設定しているものです。資料1－2、2ページの後段、4の「実施する業務量管理・健康確保措置の内容」についてですが、こちらは国の示す学校と教師の業務の3分類を踏まえ、大磯町としての方針及び取組みを示

しています。なお、本計画案は、2月の教育委員会定例会においても、事前の素案として御一読いただいているものになります。そこでいただいた御意見と事務局により一部文言の修正を加えたものを、本日配付しています。また、取組みの内容ですが、昨日3月18日の大磯町議会本会議において、令和8年度当初予算が可決されています。これにより、本計画案で予定されている取組みにも、これらの予算が反映される見込みとなっています。

事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

池田町長)

ありがとうございました。御意見はありますか。

私からは、総合教育会議の内容を数日前に聞いて、こういった計画を教育委員会だけで作って良いものかという話をしています。予算や人員など、教育委員会の中で決めても、それを実行していくための裏付けは、町長部局がお手伝いしないといけないものなのに、教育委員会の中でここまで進めてきて、形のうえでは初めて町長側にこれが来たことになっています。ただ、この内容について反対している訳ではなく、もっとやったほうが良いと思っています。私としてはできあがったものについては、町長部局と調整して新しい予算などをつけてやっていきたいと考えています。

教育委員会では自分たちだけでやってしまうことが多くあると思います。総合教育会議がありますので、この場だけでなく、普通はこのような会議があると、担当同士が色々と打合せをして、すり合わせてここに持ってきます。官公庁は大抵そうになっていますが、事務レベルのすり合わせがなかったような気がします。まだ少し時間がありますので、一生懸命に内容を詰めていき、最終的に決めたほうが良いと思っています。計画を読んでもらうと、必ず予算や人を配置するという話になると思います。

武沢委員)

現実的に学校教育課としては、どの辺りからプランニングしていますか。

昨年5月に文部科学省から給特法の改正から出た話だと思いますが、どのくらいのスケジュール感で、池田町長が言われたような話がありましたか。どの辺から計画立案されたのでしょうか。

学校教育課副主幹)

この計画については、昨年9月頃に県から通知を受けています。また、国の計画案についての雛形などの具体的なものが出てきたのが、9月1日以降だったと記憶しています。それ以降、神奈川県教育委員会と、各地区の市町村の情報交換会を持ちまして、計画の施行が4月1日になりますのでそこに向けて計画を立案、承認を得ていこうという流れになっていました。各地区の情報も得ながら、足並みを揃える形になりますが、12月から1月にかけて、これらの大枠の部分を定めています。そして、2月の教育委員会定例会に、素案として御提出しています。今後の見通しとしては、法施行とともにこれらの計画を実行できるように進めていきます。

武沢委員)

ありがとうございました。

資料1－2の4ページにある具体的な教員の業務などを来年度以降に精査していただいて、予算が必要であれば、予算要求するなど内部でスムーズにやっていただければ、池田町長のような不満もなかったかもしれません。

池田町長)

初めて作るものなので、段取りなど多少の認識不足があったかもしれません。当初予算ではそれなりに組んでいますが、本来であれば、4月からスタートする計画になりますので、それをもとにしっかりスタートダッシュが切れないといけないと思います。これから年度途中でできることはやりたいと思います。

武沢委員)

今回の給特法の改正は、大きな変更になると思います。例えば、中学校の部活動の話も含めて、これから出てくる教育課程柔軟化サキドリ研究校事業も、おそらくお金がかかるような内容で、小学校が取り組まなければいけない部分もあると思うので、その辺は他にも非常に重要なファクターでもあるのでよろしくお願いします。

櫻田委員)

資料1－2の1ページの一番下に令和6年度の月45時間以上の勤務の状況とか、年間360時間の超過とかの数値が出ています。大磯町に関しては、小学校が12.5%と中学校の37.8%が月45時間超ということがあります。年間の数字は出ていますが、今回の目標が長時間勤務の是正で、どっちもゼロにしようというのが、究極の目的だと思います。予算をつけて、様々な施策を考えていると思いますが、これをするによって、ゼロになる可能性はありますか。時間に関しても、何に時間を使っているか、私はもともと教員だったので、教員によって差がある印象があります。これをするによって、ゼロになるのかは分からないという印象を受けています。

池田町長)

事務局から長時間勤務の是正について、具体的な段取りやどのような進め方をするのか説明をお願いします。

学校教育課副主幹)

まず、段取りとしては実施計画案の2ページにあります。計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間となっています。この間に県の独自予算である「働き方改革加速化補助金」の活用も含め、そこが県としても重点改革期間と定めています。大磯町としても、この補助金を最大限に活用しながら、早期の実現をめざしていきます。なお、その計画によって、具体的な取組みにつなげていきたいと考えており、来年度については、実際には人、物にこの補助金を活用

していきます。令和8年度と令和9年度で継続のものについては、スクールカウンセラーの増員や携帯電話を複数台配布します。それに加えて、令和8年度については先生方が放課後等に見回り等しなければならない業務もありますので、機械警備の細分化の工事や生成A I のサポートを入れていくところで、この補助金を活用していこうと考えています。こうした取組みを令和11年度まで続けていく中で、この目標が0%とかなり高い水準だと思いますが、努力目標として、この0%に少しでも近づけるように、予算措置されている事業を中心に取組みを進めていきたいと考えています。

池田町長)

残業をゼロにするための取組みとして先生を増やすことは難しいと思います。一部の仕事を外へ出すとか、補助的な人員を配置するなど、どういう措置をとったら、目標として掲げている残業が0になりますか。また、目標に向けた到達点はどう考えていますか。それがあってそこに近づけていくための段取り、戦略、戦術があります。今の人員をそのままにせざるを得ないので、先生を増やすのはなかなか難しいと思います。それを前提とした青写真はどうなっていますか。

学校教育課副主幹)

教職員の配置については、県の教職員人事に関わるため、町長がおっしゃるように、ここはさすがに法の要素になってきます。教職員の働き方改革としては、放課後に様々な雑務をこなさなければならない部分や、授業準備が放課後の残業につながっています。これらを少しでも減らすために、生成A I の活用や、人の力に頼っている部分を機械警備に置き換えることで教職員の負担軽減につなげていきたいと考えています。パーセンテージで言うと、数値上は0%をめざす目標となっていますが、この業務量については、数値で計れない部分も、背景にあるかもしれないので、そうしたところも取組みの結果を受けて、次の改善材料にしていきたいと考えています。

池田町長)

もう少し検討を進めましょう。まだ、青写真的なものがないようでしたら、早急に考えていきましょう。先生の数が変わらないことを前提にすると、業務量や時間を減らすための予算や人員を町で対応することになると思います。その部分については、町の担当部局に相談してもらい、どうすればこうなるのか目標に到達した姿を考えましょう。具体的に必要とする補助人員や、A I を使うのであれば、何時間分の残業が減らせるのかといった数字を積み上げていきましょう。

櫻田委員)

目標には、長時間勤務の是正にプラスしてウェルビーイングの向上がすごく大事だと思います。教職員の働きやすい職場や、やりがいは、本当に大事だと思います。それが80%と目標になっています。先ほども申し上げましたが、教職員もそれぞれで違うため、寄り添ってあげる必要があると思います。生成A I で、救われる教職員もいるかもしれませんが、それが負担になる人もいるかもしれません。マンパワーが欲しいという人がいるかもしれない。その辺は、手間がかかる

かもしれませんが丁寧な調査が必要だと思います。

池田町長)

私もそう思います。個別最適な学習と同じように、個別最適な先生方の働き方に応じた対策を一人ひとりに講じていかないと声は届かないと思います。また、その辺の青写真はどう考えていますか。

府川教育長)

月45時間超の教員の割合を0%にするということです。実際、中学校の教職員は、月60時間の平均勤務時間の超過だったのが、今は50時間と減少しており、着々と県教育委員会の方針が実現しつつあります。月45時間というと、20時くらいには帰れると思います。現状では、45時間の勤務超過を認めることとなっていて、逆に言えばそれが県の方針であって、その目標に向けて着々と進んでいます。町長は「町の良さ」と言いましたが、勤務時間については、県教育委員会と市町村教育委員会が共通の目標としてやっているため、特に町から勤務時間を減らすための加配の要求はしていません。

ウェルビーイングの向上についての80%という目標も、県の方針に沿って町教育委員会の方針としています。80%というのも曖昧で、現在の職場を働きやすい職場と感じている教員の割合は50%くらいなのが実態です。仕事にやりがいがあると感じている割合は、はっきりとは分かりませんが、70%から80%が現実だと思います。そこの改善については、町から予算を獲得するためというより、県教育委員会として、あるいは学校県費負担教職員内部の改革を進めている形で、300万円の県補助金が出ていますが、その予算の範囲内での改善を考えています。特に町教育委員会として、町長部局にこれが欲しいという希望はありますか。

学校教育課副主幹)

現状では、令和8年度の当初予算に計上している内容で問題ありません。

池田町長)

計画の内容は詳しくは知りませんでしたが、教育委員会から聞いている話で、令和8年度予算でスタートアップのための予算を措置しています。この計画ができて、さらに進めていくための加配はしないといっていますが、加配しないと間に合わないのであれば、やっていく必要があります。AIを導入するのにもそれなりの予算はかかると思います。それを進めていくための手配を町で進めていかなければなりません。ウェルビーイングは、どうすれば向上しますか。

学校教育課副主幹)

国でもよくワークライフバランスという言葉を使っていますが、「やりがい」と「働きがい」、こちらを実現していくことだと思っています。これは先生方が働きやすい環境を作るのはもちろんですが、教師としての魅力や、こどもに関わる仕事ですので、そうしたところを感じてもらえ

るような環境を作っていくことが肝要かと思っています。

池田町長)

そのために何をやるかということが書いてあるように見えますが、櫻田委員が言ったように、先生によって個別に色々と考えなければいけない部分もあります。例えば、「働きがいがいい」、「働きやすい環境にある」と言っている先生もそれなりの割合でいると思いますが、原因はどのように分析していますか。

学校教育課主幹)

青写真やゴールがあったうえで、計画を立てていかなければならないと思います。整理していくと、おそらく教職員が大変だと思われる仮説はあります。その仮説は、授業準備、保護者対応、会議の3つ挙げられます。逆算していくと、令和11年度までに進行管理を行いながら、事務量調査や残業内容を分析しないとスタートできないと考えています。そこから逆算すると、調査も含めて、具体的に大磯町の先生は何が大変かということを検証し、始めなければいけないと考えています。いきなりこの部分の課題を達成する、対応を行うという話ではなく、まずは調査内容の分析も必要だと考えています。

武沢委員)

そうすると、例えば大磯、国府の教員たちの意識が現状どうなっているかを、町としてはアンケート等で把握していますか。

学校教育課副主幹)

令和6年度の実態がベースとなっています。本計画では、1年間やってきたことを基にしています。また、令和8年度に向けてのものになりますので、実際のところ県教育委員会が実施している調査以外に、大磯町として独自にやっているものは現時点ではありません。今後それらをやっていく必要があると感じています。

武沢委員)

それと併せて少し具体的な話題になります。資料1-2の3ページから4ページにかなり具体的な業務が書かれていて、前回の教育委員会定例会でも、意見を述べさせていただきました。色々なことが書いてありますが、例えば、2ページから3ページまでの(オ)です。保護者等からの過剰という件です。もう1つは、部活動が大きなポイントになると思います。この部活動の場合は、大磯式部活動が徐々に浸透してくれば、何とかかなると思います。3ページ(オ)の過剰な保護者対応については、本格的に弁護士等の採用、教育に特化した教育に専門的な弁護士等と契約を検討していく必要があると思います。私の経験で、我々に関わっていませんが、様々な事柄を大学の弁護士に全部やっていただいています。非常に上手くできています。大学の法務課は優秀な弁護士が何人もいたので、非常に助かった経験があります。大磯町でも特に教育の専門家、

専門的な弁護士と密な関係を取っておくことは、教育ひいては、教員の仕事を軽減できる方策だと思いますので、その辺を今後考えていけたら良いと思います。

池田町長)

スクールロイヤー相談事業がありますが、その状況と併せて説明はありますか。

学校教育課副主幹)

法律の専門家の必要性は年々高まっています。大磯町も教育研究所に紐づけていますが、スクールロイヤー相談事業を実施しています。児童生徒指導の様々な諸課題がありますが、困難ケースが存在しています。現状では、保護者対応などの相談を管理職が行っています。

各年度で件数の差はありますが、10件から20件前後で推移しています。内容は個人情報の関係でこの場では申し上げられませんが、いじめ関係の問題もあります。あとは、保護者の要望等に学校としてどう向き合っていくべきか、これは法律上のところで、管理職の相談を受けることもよくある事例です。そうした部分で非常に助かっていますので、今後さらに拡充したり、活用事例を増やしたりしていければと思っています。

武沢委員)

よろしくお願いします。

池田町長)

弁護士は何人いますか。

学校教育課副主幹)

現在、1人と契約しています。

池田町長)

どちらの弁護士ですか。

学校教育課主幹)

春水法律事務所の田代弁護士と契約しています。

池田町長)

1人で十分ですか。

学校教育課副主幹)

現在は、その方が一手に大磯町の教育関係の法的な対応をしていただいていますので、ノウハウもあります。教育委員会としては、非常に助かっています。

池田町長)

これをさらに前に進める必要があるのでしょうか。1人で十分なのか、本当はもっと必要なのか、もっとスペシャリティの高い弁護士さんを探した方がいいのか、その辺は計画を進めるうえで、教育委員会の考えを説明していただかないと、前に進まないような気がします。

学校教育課副主幹)

複数年、契約を交わしている方ですので、大磯町の実情も良く知っています。この方に関わっていただければ十分だと考えています。

しかしながら、年々、様々なケースが出ていますので、そういった意味では町長が言われるように、各方面で必要に応じて、法律の専門家を増員することを検討していく必要があると考えています。

諸岡委員)

先生方がその都度、弁護士に助けを求めれば、対応してもらえるのですか。

武沢委員)

具体的な事案が起こった時に、我々で判断しないで、法務課に依頼します。そうすると弁護士が複数いる中で、最適な弁護士を紹介してくれます。

諸岡委員)

年間契約とかでなくていいのですか。

武沢委員)

もちろん、ダイレクトで顧問弁護士と契約しています。

諸岡委員)

弁護士は、契約金額が高いのではないかとと思っています。専門性や経験などによって、プラスして費用がかかりますか。

池田町長)

今はどのぐらいかかっていますか。

学校教育課副主幹)

大磯町は定額の月額で契約しており、月額5万5,000円の12か月分となっています。

武沢委員)

最近は、保護者も弁護士を立てて対応するので難しい話になってきます。

池田町長)

例えば、早稲田大学では弁護士の費用にどのぐらいかけているか調べていただけますか。ベストな体制を知っておくことは大事だと思います。

諸岡委員)

管理職の先生は、職場内での同僚の方や保護者からのハラスメント対策で、リスク保険のようなものに参加していると聞いたことがあります。それは個人で払っているのか、町で負担しているか分かりませんが、組織で守ってあげる必要があると思います。プールの水の止め忘れで、当事者の先生方が支払ったことも聞いたことがあります。

櫻田委員)

おそらく個人で加入しています。

諸岡委員)

保険に加入しないと怖いのではないかと思います。

櫻田委員)

加入しないと怖いと思う人は、加入しています。

学校教育課主幹)

現状は個別に入っています。個別の案件になるので、あまりお答えはできません。

池田町長)

その保険は、民間のものですか。

学校教育課主幹)

民間です。

諸岡委員)

あまりアンケートを取れていないと言っていましたが、具体的なところもあります。プール清掃のところは、すごく助かると先生方も言っていたので、喜んでいたと思います。こういったことは、現場の先生の声を沢山聞いてもらおうと、もっと些細なことが大変だったりします。現金で徴収しないといけない絵具や書道セットとかはこどもにお金を持たせられないので、朝の会の前に先生が徴収します。さらに、保管できないので職員室にすぐに持っていく必要がありますが、朝の会も進めないといけないので、出席をとる前に行っている場面を見ます。誰かに取りに来て

もらうことで負担軽減につながるのではないかと思います。細かいことの積み重ねで、先生のお手洗に行く時間も作ってあげられると思います。膀胱炎になってしまう先生もいらっしゃる、可哀そうだと思います。もっとコミュニケーションをとって、現場の声を聞くと良いと思います。

保護者目線で言うと、朝の旗振りとかずっとPTAが抱えてきた問題ですが、これもずっと検討と書いてあります。PTAとか保護者のパワーとかは、現役の保護者のパワーが弱いから地域の方とか町内会の方に助けていただいて、何とかなっています。現役の保護者の方に力を出してもらうのは難しいところにきています。

池田町長)

地域学校協働活動の中で、保護者の皆さんとPTAとは別のところで、サポートする体制を去年から始めています。

諸岡委員)

先生方の時間を少しでも確保して、他のこともできるようにしていければと思います。

池田町長)

お金を扱わないといけない話は、色々聞いています。お金の問題はどうしますか。それらも片付けないといけないのではないですか。

府川教育長)

公会計化の要望は組合からも出ていて、それは検討しています。

諸岡委員)

販売事業者との直接のやり取りなので、現金でしか動けないのかと思います。ただ、本当に些細なことだと思います。

池田町長)

しっかり考えたほうがいいですね。あと、本件について何かありますか。

それでは、これで協議事項の「(1) 大磯町立学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」は終了とさせていただきますが、今日の意見を踏まえて検討していただきたいと思います。

【協議事項(2)「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について」】

池田町長)

続いて、協議事項(2) 教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課副主幹)

協議事項(2)教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について説明させていただきます。資料2の1の趣旨を御覧ください。多様な個性や特性、背景を有するこどもたちを包摂し、一人ひとりの可能性を輝かせる、柔軟な教育課程編成を可能とするため、中央教育審議会では次期学習指導要領改訂に向けた「調整授業時数制度」の創設を検討しています。この調整授業時数とは、各学校の判断により、年間の総授業時数を変えず、各教科の標準授業時数の一部を調整することで、各学校の特色ある教育課程を編成することを可能とするものです。この生み出した時数を他教科等に上乗せすることや、新教科を創設すること、また、いわゆる裁量的な時間に充てることができる。国は、調整事業時数制度を導入し、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施できるよう、全国各地の教育委員会及び学校が教育課程の柔軟化の具体や、手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しする仕組みとして、教育課程柔軟化サキドリ研究校事業を創設しています。

続きまして2の事業概要を御覧ください。調整授業時数制度の導入後、全国における円滑な制度実施に向けて、先取りする形で特色ある教育課程を編成・実施し、研究開発を行うことができる学校、これをサキドリ研究校と名付けていますが、この研究校を文部科学大臣が指定するものになっています。全国の公立小中学校等を対象としており、令和8年度から9年度までの2年間で想定しています。

続きまして、裏面に移ります。3の指定までの経過を御覧ください。町教育委員会では、地区単位でいち早く取り組む学校があれば、地域での先進モデルとなり、国が全国展開する際のモデルの1つにもなると考えられることから、次期学習指導要領の全面实施に向けた柔軟かつ、特色ある教育課程を進めることをめざし、11月以降に町モデルプランを提案しながら、大磯小学校が2月に文部科学省から指定を受けております。

4の大磯小学校での取組内容についてです。現段階は計画段階ではありますが、簡単に説明させていただきます。まず、大磯小学校では、この特色ある教育課程の編成をめざしまして、一部教科の授業を減じて生み出した時数を活用することが本事業で認められています。調整授業時数のうち、①既存教科への上乗せとして、社会科と生活科に5時間、②裁量的な時間、これは児童の資質能力の育成に特に資する教育活動と言いますが、これに25時間、③同じく裁量的な時間として、教師の組織的な研究・研修等に30時間を割り当てています。この①と②については、互いに関連させながら、これまで大磯小学校で取り組んできました地域学習である大磯学を題材として、児童一人ひとりの興味関心から生まれる主体的な学びを大切にしながら、地域の歴史や文化を学ぶ探究的な学習の時間として取り扱います。また、そのプロセスで生じるこどもたちの疑問やその疑問から生まれる取組みの成果をもとに、こどもたちのコミュニケーション能力を高める、広げる機会とします。例えば、児童同士の調べ学習の中で生まれる企画運営、また、振り返りの学びや、こうした様々な人との関わり合いの中で調整したり、さらに、地域で暮らす様々な有識者や人との出会い、関り合いを通して色々な経験を積み、その経験をもとに、学習を経てまとめた成果を家庭や地域の方に発表してフィードバックします。こうした活動を通して、こどもたちが自ら考えたことを自己実現していく力や、他者と協調する力、社会でより良く生きるための資

質能力の育成につながるものと期待されています。また、③については、教師の内容にあたりますが、授業時数を調整する中で、教師一人ひとりが各教科の単元計画や、授業実践を見つめ直す機会と捉え、経験年数が様々な集団の中で、教科指導や児童指導のノウハウを共有したり、検証したりする研修研究の時間を確保し、組織的な指導力向上に資する時間を設定することができます。これまでこの時間については、様々な業務をこなさなければならない放課後の限られた時間の中から捻出するなど、学校の創意工夫で捻出してきましたが、これらを一定の教育課程の授業時間の枠の中に置き換えて教育課程の設定時間の中で確保することができます。また、学んだものをこどもたちの日々の授業にフィードバックできるという意味では、メリットがあると考えています。

池田町長)

ありがとうございました。私が聞いたのは数日前ですが、方向性は良いことであると捉えています。

私が心配してるのは、算数とか理科の時間を削って60時間分ぐらい時間を捻出するということろです。こどもの学習時間を削った時間で今まで通りのものが、保障されるような教え方になるのか、カリキュラムになるのかしっかり押さえておかないと、肝心の学力がおぼつかなくなってしまうのは良くないと思っています。

学校教育課副主幹)

これは国の考え方によりますが、量的に確保する時数とともに質的に高めていくことも重要だと思っています。今回この機会を捉えたのが、教職員の日々の授業を見つめ直し、質的向上を図るうえでも貴重な機会になると考えてます。日々の授業、そして年間の授業の中で、単元計画を見直して、先生方が指導力を向上することにつなげ、こどもたちの理解を深める機会に転じていけるように、教育委員会としても考えています。

武沢委員)

町長の質問と被りますが、具体的に2ページの4の①社会科、生活科の時間に上乘せということとは、算数とか国語をやらせるということですか。

学校教育課副主幹)

国語や算数、他にも一部ですが、音楽、家庭科等で少しずつ減らします。これは国が10%以内と言っていますので、それらを少しずつ集めて生み出した時間を、大磯学や資質・能力を高める時間につなげていきます。これらは次の学習指導要領の中でも、展開していきたいと国が捉えていますので、そうした考え方の転換の中で、大磯町として実証していく必要があると考えています。

武沢委員)

具体的に当該学年というのは何年生ですか。

学校教育課副主幹)

それぞれの学年で減らしていきます。各教科で削減する時間も違います。国語と算数は1年生から6年生までで、それぞれの学年で時数の削減数に差があります。

武沢委員)

おそらく今は2032年4月の次期学習指導要領の実施に向けて、進めていると思います。文部科学省の教育課程部会の資料を見ているんですが、神奈川県は去年、1つの横浜の小学校で考えて、これから2年目になります。文部科学省からどのくらいの予算措置がありますか。

学校教育課副主幹)

今回のサキドリ研究校事業については、予算措置はありません。こちらは文部科学省の事前の説明では、こうした研究開発校については、通常予算がつくものが多いですが、その予算を活用して、その活用がどうだったかという調査報告や研究視察など、学校側の負担がとても大きいものと考えていまして、今回のPRポイントとしては、こうした予算措置をしない代わりに、文部科学省の指定を受けて、柔軟にこうしたカリキュラム編成・調整ができるところを前面に出しています。そのため、今回は予算措置が特になく、学校の裁量で工夫できることが特色です。

武沢委員)

今回は2年間で指定していますが、その後の継続の更新という話は聞いていますか。

学校教育課副主幹)

今の段階では特に国が示しているものはございません。ただ、次の学習指導要領の告示も近くなってきていますので、想像になってしまいますが、恐らくは次の学習指導要領の告示とともに、実施期間につながってくると考えています。あくまで仮説ではあります。

武沢委員)

県教育委員会の担当部署はどこですか。

学校教育課副主幹)

子ども教育支援課が担当になっています。

櫻田委員)

11月に町のモデルプランを提案して認定を受けたと思いますが、大磯小学校に対しては、こういうことがある、どういう形でやりたいか、できるかどうか、そういう話をヒアリングして作ったものですか。

学校教育課副主幹)

まず、大枠の原案については大磯町教育委員会で策定しています。非常にタイトスケジュールでしたが、各小学校の管理職に聞き取りをしまして、概要をお示ししたうえで希望があるかの確認を行いました。協議の中で学校の特色ある活動も、同時にヒアリングしまして、そうした中で、資質能力を高めるものにつながると担当者と管理職と協議した中で、今回結果的に大磯小学校がモデル校になると手を挙げてくださいました。結果としてはまず、大磯小学校から始めていただくことになりました。

櫻田委員)

小学校の意見をしっかり聞いて進めるということで安心しました。地域的なこともあるので、社会科と生活科の時間は上乘せすることは良いと思いますが、他の科目の時間を減らすのは、かなりインパクトがあります。結果、この後に学力的に調査結果が悪くなる可能性もあつてのことだろうと思いますが、その辺は心配な印象です。

学校教育課副主幹)

御心配ありがとうございます。そうならないように、研修の時間、研究の時間をしっかりとやっていかなければならないと考えています。すでに校長先生は職員会議の場で、この研究事業を、受けるということで、説明の際に先生一人ひとりが教えている中で、削減できるものや、まとめることができるもの等を、工夫・改善する中で、考えて欲しいということで訴えてくださっています。結果がこどもたちの学力低下につながってしまうのは、由々しき問題です。そうならないようにすることが前提で、この計画を進めていただいています。

池田町長)

どうしたら学力が低下しないか考える必要があると思います。授業を短くして質的な、内容の充実した事業になるというストーリーが見えてこないです。よく研究したほうが良いなと思いますし、保護者の皆さんにも予め説明をしたほうが良いと思います。その辺はどう考えていますか。

学校教育課主幹)

保護者が心配になるのは、当然起こり得ることです。学力、認知能力的な分かりやすい指標です。こちらが考えることは、学力だけでなく、近年の教育研究の中で、非認知能力を育てるところは非常に重要であると分かっていますので、その部分を保護者に説明して理解してもらうことと、育てることを教員に理解してもらうことの2つの軸が必要と考えています。非認知能力や、やり抜く力、協働する力、自分で考える力とか、このような力が高いこどもほど学力も上がるし、将来の成果も高くなることは、色々な研究で分かっています。そこを共通理解されていないと、なかなかゴールに行かないことも当然ありますので、ただやるだけではなくて、その意識づけと、保護者の説明はマストだと考えています。

武沢委員)

2年間の指定が決まってしまったので、より良いものにするためにはどうしたらいいかを考えるべきです。働き方改革も含めて、このような研究指定があると、先生方の働き方改革はトレードオフになるでしょう。その辺も1つポイントだと思います。ICTも上手く、総合的な探究の時間の側面に使って、国語とか算数、数学はもっとベーシックな力を上げるように、そういうストラテジーもきちんと立てて、県教育委員会と我々教育委員も、サポートできる場にしたいと思いますので、ぜひその辺を作り上げるようにしていただきたいと思います。

櫻田委員)

勤続年数の浅い職員が多いと書かれていますが、これを新しく行うのは、かなりプレッシャーになるだろうと推測します。文部科学省からの予算がないことに驚きましたが、それこそ外部の色々な歴史的な専門家とかがいると思いますので、町としてそのような方をお願いする費用を出すとか、そういったことも必要になるかもしれません。ぜひ、そういったことをやっていかないと、学校がいざ動くとなかなか大変だと思います。

池田町長)

これをやるのに予算がないのは大丈夫なのかと思います。

武沢委員)

年間で40万円から100万円くらいは出るのかと思いました。SSH（スクール・サイエンス・ハイスクール）とかは、1,000万円の予算が出ます。

櫻田委員)

グローバルハイスクールでは、1,600万円もらってました。

池田町長)

予算がもらえないのに、なぜ手を挙げる必要があるのかと私は思います。

武沢委員)

こどもたちを派遣するのにもお金がかかります。

池田町長)

これからの課題です。

武沢委員)

ちょっとひどいと思います。

諸岡委員)

勤務年数が浅い先生でも担任をやらないといけないので、横のつながりをもっと増やしたほうが良いと思います。また、ベテランの先生の授業が見られる環境を作ったり、クラスを持たないで、他の先生の授業に参加できたら、一番勉強になると思います。ベテランの先生もアドバイスすると、口うるさいと思われてしまうことを考えた結果、お互いに距離が空いてしまうと良くはないと思います。

現状では、国語と算数は、結構駆け足でやっていると思います。

池田町長)

授業は足りないはずです。

諸岡委員)

大磯町だけの話ですか。国全体として進めて行く事業ですか。

池田町長)

モデル校ですので、大磯町でやってみようということだと思います。

諸岡委員)

ベーシックなものはクリアさせないといけないと思います。

池田町長)

先生も大変だと思います。

武沢委員)

その辺は知恵を絞って、せっかく大磯小学校が文部科学省の指定校に選ばれたので、対外的にも1つのステータスにはなると思います。この事業を上手くアピールして、先生方にとってもプラスになるようなモデルケースとして確立できれば最高だと思います。

池田町長)

2ページの③の裁量的な時間で色々と研究活動することになっていますが、先生方がお互いに授業を見学したり、教え合ったりもしますか。

学校教育課副主幹)

そういったことも想定しています。授業実践は、少し先輩の先生方の授業を見ることで、新たな気づきが多くあります。私も過去の教員時代に他教科の授業を見的过程中で新たな気づきも多く生まれました。また、教員の授業技術を高めることは、様々なところから情報を得るが必要があり

ますので、こうした協議の時間を確保できることが重要だと考えています。

池田町長)

あとはいかがですか。

それでは、協議事項（２）「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業について」は終了とさせていただきます。一旦、進行を事務局にお返しします。

【協議事項（３）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」】

政策係長)

池田町長ありがとうございました。

続きまして、協議事項（３）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」に移らせていただきます。冒頭でお知らせしましたとおり、非公開の議題とさせていただきますので、傍聴されている皆様はここで御退出をお願いいたします。

それでは、協議事項（３）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」に入らせていただきます。再び、議長の池田町長に、議事の進行をお願いいたします。

池田町長)

それでは協議事項（３）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

※ 協議事項（３）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」は、非公開にて協議を行ったため、議事録から削除します。

池田町長)

ありがとうございました。それでは、協議事項（３）「ADR（裁判外紛争解決手続）の状況について」は終了とさせていただきます。

これで本日の議題はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

政策係長)

池田町長、ありがとうございました。

それでは、「４ その他」に移らせていただきます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、令和７年度第２回大磯町総合教育会議を終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(以上)